沖縄県諮問保第7号

沖縄県国民健康保険運営協議会

平成31年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について (諮問)

みだしのことについて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第1項の 規定により、別紙のとおり定めてよいか諮問します。

平成30年12月20日

沖縄県知事 玉城 康裕

	項目	算 定 方 法	
	少	30年度	31年度
標準保険料率			
	標準的な算定方式	3 方式 (納付金算定でも同様)	変更なし
	標準的な賦課限度額	政令のとおり	変更なし
	標準的な賦課割合	応能割:応益割=β:1 均等割指数:平等割指数=0.7:0.3 (納付金算定でも同様)	変更なし
	標準的な収納率	98%を上限に、 市町村ごと過去5年の平均値	変更なし
国保事業費納付金			
	医療費水準の反映	医療費水準反映係数 $\alpha=1$	変更なし
	高額医療費の共同負担	共同負担は行わない	変更なし
	保険給付費等の対象経費 の取扱	出産育児一時金、葬祭費、保健事 業等を対象経費としない	変更なし
	保険者努力支援制度(県分) の取扱	保険給付費(A)から差し引く	変更なし
	激変緩和(一定割合)	一定割合= 0	一定割合=自然増